

会議録

名称	令和3年度第3回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和3年7月7日（水）午後2時から午後4時30分まで
会場	目黒区総合庁舎本館4階特別会議室、オンライン会議
出席者	<p>（委員）植野、岡田、前田、宮内、河野、関、金井、斉藤、かいでん、後藤、中村、平谷、青木、飯塚、五来、永積、藤吉</p> <p>（区側）情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、教育指導課長、学校ICT課長、学校運営課長、教育指導課長、健康福祉計画課長</p>
傍聴者	1名
配付資料	<p>諮問事項の資料</p> <p>前回答申文</p> <p>諮問文</p> <p>次第</p> <p>審議会委員名簿</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 区からの委嘱及び事務局職員等の紹介 2 会長あいさつ 3 諮問事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）区立小中学校・幼稚園・こども園と保護者等間における連絡手段のデジタル化に係る個人情報の取扱いについて （2）コミュニティ・ソーシャルワーク業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて 4 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）令和2年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について （2）個人情報の保護に関する法律の改正について （3）個人情報保護のための適正な手続きに向けた調査結果について （4）委託事業における個人情報が記載された書類の紛失について

	(5) 委託事業における個人情報等を含むメールの誤送信について 5 その他
発言の記録	別紙のとおり

<令和3年度第3回審議会発言記録>

1 区からの委嘱及び事務局職員等の紹介

会長	<p>出席者の確認を取るために、若干時間をオーバーしてしまいました。申し訳ございません。定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第3回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日の審議会は、まん延防止等重点措置の実施期間中中でございまして、東京都からもテレワークを要請されているところでございますので、オンライン会議で実施をしてみたいと思いますけれども、各委員のご自宅等で環境が整わないという方もいらっしゃると思いますので、区役所のほうに来庁してご参加いただいている委員の方もございます。いわゆるハイブリッド型でのオンライン会議として実施をしてみたいです。</p> <p>初めてのことでございまして、最初に、次の3点をよろしく申し上げます。</p> <p>まず、マイクとカメラは、発言の際にオンにさせていただいて、それ以外の場合はミュート、無音にして、ビデオを停止としてください。もしミュートのままにしているとハウリングを起こしてしまって、会話が聞き取れない等ございますので、お忘れの場合には、事務局でミュートやビデオを停止とさせていただく場合がございます。</p> <p>ご発言をいただく際には、参加者リストにあります手のアイコン、こちらをクリックしていただいて、アイコンで挙手をしてください。私のほうで指名をいたしましたら、マイクをオンにして、ご発言をお願いいたします。</p> <p>会議につきましては、議事録作成に当たりまして、録画・録音をさせていただいております。議事録が確定しましたら、直ちに事務局が削除いたしますので、そのことを何とぞご了承願います。何分、初めてのことでございますので、オンライン会議の進行に当たりまして、ご不便等をおかけすることもあるかと思っております。ご意見がございます場合には、進めていく中で、適宜ご発言をいただき、会議終了後に、改めて事務局宛てにご意見をいただければと存じます。</p> <p>庁舎でのご審議に参加いただく方は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、マスクの着用をしております。また、この場にいらっしゃる皆様にもマスクの着用をお願いしてございます。また、説明者は入替え制といたします。</p> <p>なお、このような事態でございまして、会議室を取るのがなかなか難しいという事情もございまして、できるだけ定刻の4時までには終了することを目標として進めてまいりたいと存じます。新型コロナウイルス感染症の問題で、使用できる会議室が限られていることもございますので、進行にご協力していただきますよう、よろしく申し上げます。</p> <p>なお、本日ですが、傍聴希望者が1名おりますので、ご承知おきください。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入る前に、次第に沿って進めてまいります。まず、本日初めての方もいらっしゃると思いますので、委嘱及び事務局職員等の紹介をしてみたいと存じます。</p> <p>この点、事務局から説明をお願いいたします。あわせて、出席状況等についてもお知らせ願います。</p>
区側	<p>それでは、事務局のほうからご報告させていただきます。</p> <p>委員の改選でございまして、5月26日付で、区議会選出の委員の皆様につきまして、区長から新たに委嘱されました。その結果、現在の当審議会の委員数は21名となっております。</p>

区側	<p>(事務局から、新委員及び事務局職員を紹介)</p> <p>委員の出席状況になりますけれども、本日、4名の委員から欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>当審議会の委員は21名となっております、定足数は過半数の11名となります。本日の出席委員は17名、定足数の11を満たしております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>

2 会長あいさつ

会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>本日の審議会は、令和3年度の第3回目となりますが、第1回及び第2回は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、緊急事態宣言が発出され、書面開催といたしました。そのため、一同がこのようにしてお会いすることになりますのは今年度初めてとなります。</p> <p>さらに、ハイブリッド型ではございますが、オンライン会議での実施につきましても、新型コロナウイルス感染症の中での新しい生活様式を踏まえた、新たな試みになってまいります。審議会の進行に当たり、聞きづらい等のご不便やトラブルが生じることがあるかとは存じますが、何か気になることがございましたら、ご意見等を頂戴できればと思います。</p> <p>今回、新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、私のほうから、審議会の運営につきまして、改めて、ご確認いただきたいことをお伝えしたく存じます。</p> <p>審議会の運営につきましては、守秘義務というものがございます。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするという項目があることを、いま一度、ご確認いただきたいと思っております。</p> <p>本審議会は、区としての意思決定の過程にある事業等の個人情報の取扱いを審議しております。仮に、審議会の資料について、行政情報の開示請求がありましても、区としては、目黒区情報公開条例7条3号エに基づき、不開示とするものです。</p> <p>また、情報セキュリティ保護の観点からも、委員会で配付された資料を公表することはお控えください。審議の内容等を審議会以外の場でお話しになったり、ご自身のホームページで公開したり、SNSに公開、拡散したりすることは、委員としての守秘義務に反することになりますので、厳に慎んでいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>最後に、審議に当たって一言、お願いを申し上げます。</p> <p>2時間という限られた時間の中で、なるべく多くのご意見を頂戴したいと思っております。各委員の発言は、審議事項について、明瞭かつ簡潔にお願いいたします。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から、配付資料の確認をお願いいたします。</p>
区側	<p>(事務局から配布資料の説明)</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。</p>

3 諮問事項

(1) 区立小中学校・幼稚園・こども園と保護者等間における連絡手段のデジタル化に係る個人情報の取扱いについて

会長	それでは、諮問事項（1）区立小中学校・幼稚園・こども園と保護者等間における連絡手段のデジタル化に係る個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	（資料により説明）（約14分）
会長	ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくをお願いいたします。発言の際は、挙手ボタンを押して、マイクとカメラをオンにしてご発言いただければと思います。 それでは、お願いいたします。
委員	まず最初の質問は、USB型認証キーは、アクセス制御以外の目的、例えばコピーで使用することはあるのでしょうか。
会長	回答をお願いします。
区側	ご質問いただきましたUSB型認証キーにつきましては、認証するものとして限定してございますので、コピー等はできる仕組みではございません。
委員	はい。 2つ目の質問なんですけれども、外部委託業者はどこに決まったのでしょうか。
区側	外部委託の事業者につきましては、ただいまから、こちらのほうの審議のほうを、ご審議いただいた後に契約行為に入ることになりますので、まだ事業者のほうは決定してございません。
委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	たくさんお手が挙がっていたんですけれども、次に、挙手ボタンを確認いたします。お願いします。
委員	まず、このシステムを利用して、一般の保護者の方の端末でやり取りするわけなんですけれども、保護者の方の持っている端末自体から情報が漏れたとかというのは、過去に例があるのかどうかということが1点と。 もう1点、資料1-4の上から5行目の「施錠可能なキャビネット等に収め、鍵は学校長が管理する」と書いてありますけれども、この鍵というのはどの程度のセキュリティのものなのか、教えていただきたいと思います。
会長	回答をお願いします。

区側	<p>ただいまご質疑いただきました、システムというのは、保護者側の、利用者側のセキュリティのことにしましては、過去の例としましては、ほかの自治体で導入されている例がございますが、特にそういうことは聞いてございません。</p> <p>しかしながら、こちらのほうにしましては、保護者が利用するというところでございますので、我々がシステム上で行うセキュリティの対策に加え、やはりルール、運用の面で保護者様にしっかり理解をいただくことが必要だと考えてございます。</p> <p>また、情報端末の鍵なんですけれども、こちらのほうは、通常どおりの鍵といいますか、非常に高いセキュリティのものではなくて、基本的には、充電保管庫というところで情報端末を保管してございまして、そちらに鍵をかけるというもので、南京錠の鍵をイメージしていただければと思います。そういったものでございます。</p> <p>こちらのほうを管理職が最終的には集めまして、管理職が別途、施錠できるキャビネット等で保管しているものでございます。</p>
会長	委員どうぞ。
委員	<p>ありがとうございました。そうすると、これは保護者の方に対しては、ある程度、資料だったり、説明だったり、そういった機会を設けてきちんと説明するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>あと、2問目のキャビネットの鍵なんですけれども、南京錠をイメージしていただければということだったんですが、これは仮にそれを盗もうという人が出た場合に、鍵を簡単に開けられてしまうものというか、その程度のものなのかどうか、もう一度確認させてください。</p>
会長	回答をお願いいたします。
区側	<p>保護者様への説明につきましては、こちらのシステム導入で契約事業者が決まりましたら、もちろん学校等を通しまして、ルールですとか使用についての注意事項、また、先ほどお伝えしましたとおり、個人情報の取扱いですとかそういったことの許可をいただくという形で、同意をいただく形でございますので、丁寧に説明してまいりたいと思っております。</p> <p>また、鍵なんですけれども、実際は学校の中の話でございますので、もちろん学校に入るときに、不審者ですとかそういった者が入らないようなチェックもまず行われていることでございますし、鍵にしましては、基本的には担任教員が肌身離さず持っているものでございますので、そういった心配はないかと考えてございます。</p>
会長	委員、よろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	<p>それでは、順番に参ります。</p> <p>委員、よろしくをお願いいたします。</p>
委員	<p>このシステムは、正確な速やかな情報共有ということでは非常にいいことだと思います。</p> <p>それで、途中、1-1の2番、業務概要のところ、カスタマイズは最小限にするということが書いてあるんですけど、この内容についてはどんなことを検討しているのかということと、同時に、こういうシステムを各自治体でも既に入れているところはたくさんあるんだ</p>

と思うんですが、ほかの自治体で何か問題になったこと、あるいは参考になるようなことがあるのかどうなのか、その辺、どういうふうに検討されているのかを教えていただきたいです。

2点目が、資料1-7のイメージ図がありますね。このイメージ図の中で、区役所からは一方通行の矢印しか出ていないんですけれども、これは、区役所は保護者情報、あるいは学校の情報を、まとめたものを取り入れないということなのかどうなのかということについて伺いたいというのと、「保護者等」とありますけれども、保護者間でこの内容のための情報について、エントリーをするということは可能なシステムなのかどうなのかということをお教えいただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。回答をお願いいたします。

区側 まず、システムのカスタマイズを最小限にすることということでございますが、我々、今回、早期の実現を目指してございまして、カスタマイズをすることにより、基本的には、工期がかかってしまったりですとか、また、経費のほうも多額にかかってしまう場合がございます。

ですから、我々のほうとして今、考えてございますのは、事業者が用意するサービスに我々の業務のほうを合わせていくということが必要かなと考えてございますので、カスタマイズは最小限のものとしてございます。

システムを導入し、また、我々のほうの運用面の対策と併せまして、必要なものがあれば、カスタマイズは最小限行う可能性はございますので、そういった記載をしたというものでございます。

また、他区の状況でございますが、今現在、8区程度でこちらを運用しておりまして、また、12区では同様のシステムを今、導入検討しているという状況でございます。基本的には、先ほどお伝えしたとおり、おっしゃっていただいたような、やはり連絡手段が早期にできるようになるということで、利便性が高いということでございますが、やはり保護者様にいかに利用していただくかという、その辺の勧奨ですとか推進ですとかそういったところを工夫しなければいけないというふうには考えているものでございます。

また、教育委員会側からは、基本的には学校等に関し、学校や子供たちに対して、緊急的な連絡を配信することを予定してございまして、保護者様とかからは、教育委員会にご意見をいただくことは予定してはございません。

また、ご質疑にありました、保護者間でのデータのやり取りとございますが、連絡の手段なんですけれども、こちらのほうは、あくまで学校・園と保護者間のというふうにご考えてございまして、保護者間でのデータのやり取りや連絡手段をしたりするものではございません。

委員 分かりました。ありがとうございました。

会長 ありがとうございました。
続いて、お願いいたします。

委員 2点、質問と2点、意見なんですけれども、まず、ちょっと聞き漏らしちゃったかもしれないんですけど、iPadとご説明されていたのは、資料1-7の絵でいうところのGIGA端末のことなんですかというのが1つ。

もう一つの質問は、資料1-5で7項、標準特記仕様書と書かれているところの、元の標

準特記仕様書というのが、これは事務局のほうの話かもしれないんですけど、いつもちょっと微妙に名前が違ったりして、どれが標準仕様書なんだっけというのがよく分からなくなっているんで、それを教えていただきたい。2点、まず。

会長 はい、まず、回答できるところから。

区側 では、1点目について、お答えさせていただきます。

申し訳ありません、こちらは仰せのとおりでございます、iPadがGIGA端末のことでございます。申し訳ございません。

委員 特記仕様書がまだちょっと分からなかったんですけども、では、続いての意見のところへ入って、それに絡むんですけども、今回、外部委託で個人情報を扱うということで諮問されているかと思うんですが、委託者のほうが、日々の個人情報を適切に扱うというところは規定すると思うんですけど、その利用目的を限定するだとか、目的外利用をするとか、そういうことが重要じゃないのかなと。

この資料の中では、特にそこについての規定が出なかったんで、そういう禁止がされていないと駄目じゃないかなと思いました。それが特記仕様書の標準のほうに書いてあるのかもなと思って、この点を確認させてください。

区側 委託事業者のほうに我々が委託するものに関しましては、基本的には、有事があった際のログの確認ですとか、また、年次更新作業において、データに触れる可能性があるということで、こちらのほうを記載しているものでございます。

クラウド事業者のプライバシー、それから、個人情報の利用権限に関しましては、別添2にございます、クラウド事業者のプライバシー保護に関する確認事項にも記載のとおり、業務に必要な目的以外は利用しないということを、こちらのほうを書面で出させますので、そういった形で担保したいと考えているものでございます。

委員 どうもありがとうございます。ちょっと気になったのは、クラウドサービス事業者に対する規定はお付けいただいているんですけども、クラウドサービス事業者と受託者は違うんでしょうか、これ。外部委託先がさらにクラウドサービスを使うという構図なのかなと。

そうだとすると、受託者自身が情報を扱う。個人情報を扱って保守運用業務なんかをするのか。この受託者に対する規定が要るんじゃないかと。

区側 お見込みのとおり、受託事業者とクラウド事業者は分かれる可能性もございますので、こちらの記載のほうに関しましては、仕様書等で記載してまいりたいと考えてございます。

委員 分かりました。ありがとうございます。

最後、さっきの保護者のお話なんですけれども、全体的に、システムとしてはセキュリティ対策とか契約関係はしっかりするということだと思うんですけど、運用が大事な中で、やっぱり保護者のところは結構ポイントになるかなというか、危険、リスクがあるかなという感じなので、保護者に対する説明と周知徹底という話とともに、もう一つ、保護者の初期登録で、なりすましみたいなものがあると、機微な情報がそのままどこかに出ていっちゃうみたいなこともあるかと思うので、保護者の本人確認というのは別なことなんだということの確認はちょっと気をつけていただく必要はあるかなと思いました。

会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>特記仕様書の件について、発言をお願いします。</p>
区側	<p>特記仕様書について、各委員の方々に、こういう青いファイルの情報公開・個人情報関係の主な規定類というのを事前にお送りさせていただいている中に、電子機器に関わる個人情報の保護に関する特記仕様書というのを送らせていただいております。今回の審議に当たりまして、この標準仕様書をベースに書き換えをさせていただいているということです。</p> <p>委員の方々、手元がない可能性もありますので、年度が替わったということもありますので、改めてこの後、また送らせていただく形を取らせていただければと思います。よろしくお願いたします。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
区側	<p>よろしいでしょうか。おっしゃっていただきましたとおり、やはり初期の保護者の登録に関しましては、なりすまし等の危険性もございますので、こちらのほうは、学校を通して、利用者である保護者様にしっかり届くようにご案内を差し上げるとともに、利用に関しては、適切な利用を促してまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、お願いたします。</p>
委員	<p>何点かあるので、1つずつ区切りながらちょっと確認させていただきたいと思います。</p> <p>まず、1点目なのですが、資料1-3、一番上の※印なのですが、緊急連絡を取る場合において、複数で宛先のダブルチェックを行います、これは非常にいいことだと思うんですが、通常の場合の連絡のときはどのような形になっているのか、教えていただけますでしょうか。</p>
区側	<p>委員、何の連絡のときというのが、ちょっと聞こえませんでした。恐れ入ります。</p>
委員	<p>つまり、緊急のときは書いてあるんですが、通常の時はいかがでしょうかということですね。</p>
区側	<p>通常の場合ですね。</p>
会長	<p>回答をお願いします。</p>
区側	<p>学校の発信物ですとか、保護者からの連絡の通知に関しましては、必ず副校長、または校長ですとか、そういった管理職の承認の下に発信しているものでございます。</p> <p>ですから、例えば文書発信したい教員が、副校長の確認や校長の確認を取った後に、配信するという形でございます。</p>
委員	<p>そこは一般論だと思うんですが、例えば、特定の方、保護者に送るもの、これを送るときに、ほかの人に送ると、間違いがあつてはいけないわけですね。だから、そういうときに、</p>

どうやって誤送信を防止するのかというのをお聞きしたいんですけど。

会長 お願いします。

区側 送信のそういったミスに関しましては、ダブルチェックが必要だということになりますので、配信先ですとか、そういったものを含めて、発信者、承認者、複数の目で確認するという形でございます。

委員 分かりました。では、通常の場合も複数確認ということで、例外的に返信に抛らずと書いてありますけれども、これは単純な注意書きということで理解すればよろしいということですね。

区側 そのとおりでございます。

委員 分かりました。では、そう理解しておきます。

続いて、2点目なのですが、資料1-15、別添2です。これの(11)再委託という項目の中に、代行実施というものが入ってきています。再委託のほかに代行実施というものが入ってきているんですけども、これは再委託の範囲内なのか、それとも、代行実施というのは、また別のものというふうに考えているのか、ここはいかがなんでしょうか。

会長 お願いします。

区側 別添2の再委託の記載でございますが、こちらの方に関しましては、第三者に再委託、または代行実施ということでございますので、こちらの方に関しましては、同等の義務を課すとともに、再委託ですとか代行実施が必要な場合には、我々のほうで申請の手続きを取らせてまして、同等の義務を課すものでございます。

委員 代行実施と再委託の違いというのは何なんですか。

区側 再委託に関しましては、違う事業者のものに委託するというイメージでございまして、代行実施も同じような意味でございまして、この文言に関しましては、誤解を生む可能性がありますので、修正させていただきます。

委員 分かりました。代行実施が特記仕様書に書かれていませんので、よく整理していただければと思います。

では続きまして、資料1-9、別紙2です。これの第3条の3以降なのですが、実は、本件と同様のものが前回の審議会でも出ていまして、同じ意見を言っているんですけども、資料1-9、第3条の3、その(2)、プライバシーマーク(JIS Q 15001)取得の下の、第2項ですけれども、ここに、パブリック・クラウドサービスということが書いてありまして、括弧書きで説明が書いてあります。次のページにわたりまして、「以下同じ」という言葉があるんですね。

「パブリック・クラウドサービス」というのは、ここでしか使っていない言葉なんですね。下のほうへ行きますと、例えば第5条とか第23条の2では、単純な「クラウドサービス」という言葉しか使っていないんですね。「パブリック・クラウドサービス」と「クラウドサー

ビス」というのは同じなのか、あるいは違うのかというのが、やっぱり気になるんですね。ここはいかがなんでしょうか。

会長 お願いします。

区側 前回も同じご質問をいただきまして、書面のほうでご回答を差し上げた内容になってくるかと思えます。基本的には、クラウドサービスはいろいろ種類がある中で、今回の委託に即した形のものというところで、パブリック・クラウドというところで考えていただければよろしいかと思えます。

こちらは、文言の整理をしていくというところで前回、少しお話を、記述上もさせていただいたんですが、まだ文言の整理が全体として整っていない中での今回の審議というところで、ご了承いただければと思います。

委員 分かりました。前回の回答をするときに、意見を付けておりますので、特に、「以下同じ」という言葉が非常に、特記仕様書を読む上で、混乱を招く言葉になりますので、よく整理していただきたいと思えます。

区側 はい。その意見は前回もいただいておりますので、こちら、真摯に受け止めまして、対応させていただきます。ありがとうございます。

委員 もう一点、先ほど、他の委員のほうからもありましたけれども、いわゆる事業者とクラウド事業者に関しては、認証制度を取得していることが必要ですよというふうになっているんですが、ここに来て、やっぱり事業者とクラウド事業者はどうもこんがらがるので、先ほどの他の委員のご質問にもありましたように、そのところがよく分かるように整理していただければと思います。

あと、最後の1点で、資料1-11の23条の2につきましても、前回も同じことを言ったんですけども、(クラウドサービスを使用する場合)と書いてあるんですが、クラウドサービスの使用が要件になっていますので、例えば、クラウドサービスのセキュリティに関する管理みたいな形で、曖昧さが出ないように規定にさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

区側 2つのところにつきまして、ご回答いたします。

その点も、前回までの審議会の中で、ご意見をいただいている中でございますので、こちら、表現の方法を含めて、より曖昧さが無い形、適切な表現を取っていくような形で、文言整理は今、進めている作業ですので、また、整理が終わりまして、審議が出る案件があれば、そこでまたご審議いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3件にわたるご意見、ありがとうございます。

委員 ありがとうございます。直していただければそれでいいんですが、これが出てくる度に言わざるを得なくなってしまうので、申し訳ないんですけど、よろしく願いいたします。私からの質問は以上です。

区側 分かりました。

会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは続きまして、委員、お願いいたします。</p>
委員	<p>確認を2点させてください。</p> <p>1点目が、これは今、保護者と学校との間でやり取りするのかなということで、私、見ていたんですけど、これは学校ということなのか、それとも、担任ということなのか、確認させていただきたいと。</p> <p>要するに、各担任が、この連絡システムのアカウントみたいなものを持って、各クラスの生徒宛てとやり取りするのか、それとも、アカウントは各学校で1つずつで、学校に対して保護者の方が欠席連絡をするだとか、そういう形で一本化されているのか、これを確認させていただきたいのが1点目。</p> <p>2点目は、教育委員会から各保護者宛てにお便りを配信することもあると思うんですけども、教育委員会が、保護者と学校とで交わされているメッセージのやり取りを確認することができるようになってきているのかどうか、その点を教えてください。</p>
会長	<p>お願いいたします。</p>
区側	<p>2点にわたる質疑でございますが、まず、アカウントに関しましては、教員にも作られると考えてございます。また、2点目の、教育委員会が学校と保護者のやり取りに関して確認ができるかというところでございますが、こちらのほうは、事業者の状況によるかと思えますけれども、基本的に、我々のほうとしましては、学校と保護者のやり取りに関して、つぶさに確認するということはございません。</p> <p>基本的に、何か有事があったり、問題があったりといったりですとか、そういったときに、どういったやり取りが行われているのか、そういったものは確認することがございます。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>では、続きまして、委員、お願いいたします。</p>
委員	<p>私が伺いたいのは基本的なところなんですけれども、このようなデジタル化が相当進んでくるといことになると、デジタルに対する不平等というの、他方であるかなと思います。今まで問題がないというようなご回答でありましたけれども、やはり保護者のほうの情報、LANの環境とかそういうものに十分配慮して、不平等のないようにやっていただきたいと、そのようなことについてはどのように考えているかというのが1つです。</p> <p>もう一つ、ちょっと大きな問題なんですけれども、事業者にこのように、特記仕様書であるとか誓約書的なものやっても、違反するものというか、あるいはプライバシーの保護を、違反して流すとかというようなことも、ないわけでもないわけですね。そのようなときにどのような対応が考えられるというふうに思っているのか。</p> <p>その2点を、基本的な点ですけども、お伺いしたいと思います。</p>
会長	<p>お願いいたします。</p>
区側	<p>1点目ですけども、保護者の環境は様々だと思っております。それで、基本的には保護者の方には協力をいただいて、このシステムのほうに加入していただいて、保護者と学校と</p>

	<p>のやり取りのデジタル化を進めていくというのを進めていきたい、協力をお願いしていきたいと考えています。</p> <p>そうでないと、保護者の協力が得られないままですと、これまで学校が紙ベースでやっていたものとデジタルで対応するもの、両方になってしまいますと、教員の働き方改革という意味では、合わなくなってくるので、できるだけ多くの保護者に加入していただく。</p> <p>ただ、保護者に環境がどうしてもないという場合については、導入当初はあると考えてございます。ですので、そういった場合については、これまで行ってきた紙ベースの対応というのにも必要になるかと思っておりますので、個々に対応していくというふうに考えてございます。</p>
区側	<p>2点目でございますが、クラウド事業者の人的な情報セキュリティ対策につきましては、別添1の(10)クラウド事業者従業員の人的セキュリティ対策、こちらのほうで定めてございまして、業務に関わる従業員の過失や不正行為、データの機密性・完全性・可用性が脅かされる可能性を排除しなければならないと規定してございます。</p> <p>こういった規定がございまして、やはりそういったご心配はあるかと思っております。その際につきましては、もちろんこのシステムの利用を停止する、そういった例外措置も考えてございますので、適切な事業者選定していきたいと、求めていきたいと考えております。</p>
委員	ありがとうございます。
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次の委員。</p>
委員	すみません、さっきのが残っていて、ちょっと間違えました。
会長	<p>それでは、皆様、多数のご意見、ご質問、ありがとうございました。</p> <p>それでは、採決に移ります。このWebexの投票システムというものがあるということです。ですので、それを利用して行います。</p> <p>まず、これについては事前にご説明がございましたので、事務局のほうから改めてご説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
区側	(事務局から投票システムの説明)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、採決に移ります。投票をお願いいたします。</p> <p>(投票)</p>
会長	<p>事務局のほうで確認をしていただきました。</p> <p>賛成が15名、反対0、保留1となりましたので、17名中15名賛成となりましたので、本件諮問については承認とさせていただきます。皆様どうもありがとうございました。</p>

(2) コミュニティ・ソーシャルワーク業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	<p>それでは、次の諮問事項に移ります。</p> <p>諮問事項(2) コミュニティ・ソーシャルワーク業務の外部委託に伴う個人情報の取扱い</p>
----	---

区側	<p>について、区から説明をお願いいたします。</p>
会長	<p>(資料により説明) (約13分)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>最初に、私のほうから一言申し上げたいと存じます。</p> <p>このところ、個人情報保護審議会に係る案件が、事後的なものであったり、今回はたまたま所管のほうでチェックをかけたからよかったですが、個人情報の取扱いに関しての周知徹底、これが十分になされていない。</p> <p>それぞれのこういう業務上取り扱う個人情報について、少しそれぞれ取り扱う部局の方々の意識の緩みがあるのではないかと思いますので、いま一度改めて、研修等は実施されていると思いますけれども、改めてよく確認をしていただいて、個人情報の取扱いの重大性ということをよくご認識いただければと存じます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは改めて、本件諮問につきましてご意見、ご質問等ございましたら、挙手ボタンを押して発言をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、まず、委員、お願いいたします。</p>
委員	<p>まず1つ目なんですけれども、資料2-1、一番最初のページの3の、コミュニティ・ソーシャルワーカー、CSWで、この(1)のところで、「地域福祉の専門職」と書いてあるんですね。具体的に、地域福祉の専門職というのは誰なのかということをお聞きしたいということでもあります。</p> <p>ですから、1つは社会福祉士とか、介護士の国家試験みたいな資格を持っている人のことをいうのか、それとも、現実的に今、福祉に携わって活動している方がいらっしゃるね。ファミリー・サポートとかいろんな形の、そういう形の方まで指すのか、どこまでいうのかということ、1つお聞きしたいということでもあります。</p> <p>それからもう一つは、資料2-4のところの図にも関係してくるんですけれども、実は、平成29年から協議体という組織をつくって、今、目黒区は取り組んでいますよね。ここに書いてある文章は全くそのとおりと、同じ文章だと思うんですよ。いわゆる地域支え合いをどう行っていくかということで、そういう方たちを見つけてやっていきたいと思いますということをやっていると思うんですけれども、それとの関係で、今度の新しい令和3年からの分とどう違うのか。</p> <p>この1ページ目の3行目に、「重層的支援体制整備事業」と、これは重層的というのは、区がやっている第1層、それから、図の2-4のところの右の丸、住区住民と町会・自治会、今、いわゆる協議体でやっている第2層、そのことを指しているのかというふうに思うんですけれども、どうなのかということなんです。</p> <p>そういう形で見ると、この2-4の図のところで、社会福祉協議会のところにCSWが書いてあるんですけれども、ここは、左のところで地域包括支援センター、今、協議体の中には、地域包括支援センターの方も入ったりしていますけれども、こここの図の関係でいくと、どうなのかなと、これ一体化じゃないのかなという気がするわけです。</p> <p>そういうことで、特に現在、取り組んでいる中の地域の支え合いとの関係で、どう違うのかをちょっと聞きたいなと思います。</p> <p>それから、当然、協議体の中でやっていて問題は、やっぱり個人情報の取得なんですね。実際、4年ぐらいやって、大きく活動が動いていると思えないんですね。その一つとして、そういう情報を取りに行く、そのことは事実ですが、どうやって取りに行くんですか。</p>

そういうところについて、ここで、きれいごととは言いませんが、書いてありますけれども、今、取り組んでいる内容と比べて、一体どういう形にしようとしているのか。

それはイコール個人情報、もろにかかってくるので、特にセンシティブ情報関係がまたここへ入ってくると思うんですよ。そのセンシティブ情報の扱いをどうしていくのか、その辺も含めて、ちょっとご説明願えればと思います。

会長 回答をお願いいたします。

区側 まず1点目の、専門職とはどのような職種かというご質問でございます。

こちらは、社会福祉士を指します。社会福祉士を今回、CSW、コミュニティ・ソーシャルワーカーということで、もともと社会福祉協議会に勤務をしていたベテランを配置したり、新たに社会福祉士ということで採用をした、そういう者に任せていくということになるとしてございます。

2点目の協議体との関係でございます。

確かに目黒区では、目黒区というか、国が介護保険法に基づきまして、生活支援体制整備事業ということで、協議体をこれまでつくってまいっております。第2層の協議体は、目黒区の場合は各地区に立ち上がっておりまして、昨年度はなかなかコロナで動きづらいと伺っていますが、活動をしていただいています。

こちらとの関係でございます。協議体につきましては基本的に、個別のご相談とかそういうことではなく、地域の支え合いとか、地域の運動、活動ということで、どのようなことができるかというのを中心にやっています。

今回の場合は、介護保険法ではなく、社会福祉法全般ですので、対象が、もちろん包括支援センターの違い等も出てきますが、対象が全世代になりまして、高齢者のみならず地域の困っている、育児に困っている親御さん等も含めて、個別に対応するということもまず、こちらの支援では出てくる場所です。ただし、一体的に進めていくように、これから社会福祉協議会とともにつくっていきたくて考えております。

3点目の重層的支援体制整備事業、こちら、資料2-1の1の3行目のところがございます。

重層的支援体制整備事業は、国が、区市町村が包括的支援体制をつくるために、少しでも支援をするというところで、社会福祉法を変え、改正して行っていくものですが、断らない相談体制、それから、地域づくり参加支援と、まず最初に相談を受けて、その後、そのままではなくて、ずっとつながっていく、参加をしていく、地域づくりをするというものでございます。こちらは、コミュニティ・ソーシャルワーカー、イコールではございませんが、大きく、重層的支援体制整備に向かって、私どもとしては進めてまいりたいというところがございます。

4点目の包括支援センターとの関係でございます。

非常に内部でも、これは詰めなくてはいけないところも大きいのですが、先ほどと同じように、地域包括支援センターは目黒区の場合、高齢者だけではなくて、障害者等についても関わって下さいということでやっておりますが、基本的な部分が介護保険法から発生しているということもありまして、これまでなかなか、高齢者中心、また、個別支援といいましても、本当にご相談があった部分に、区からの情報に基づいてやったり、対応したりしてきています。

ただ、今回のコミュニティ・ソーシャルワーカーは、できれば地域の中からそういう人を発見するような気持ち、次にも関連しますが、発見するような、どのようにやるのか、きれ

いごとではというのは本当にありますけれども、ふだんから街の中に出ていったり、それから、街の中からご相談を受けたり、PR、チラシやいろいろなところでご説明して、何か困り事、地域の方のお困りもあれば、本当は、ご本人が困っている、ご家族が困っているということにご自分で気がついて、相談をする、SOSを出す力をつけていただくようにしていくのが一番の目的ではございますが、そういう形で情報を得て、関わっていくというのがCSWでございます。

もちろん、今回諮問させていただいておりますのは、区が包括支援センターと連携して進めていくためには、個人情報を一定程度、必要に応じて、限定された中で、お互いに確認して、支援に結びつけていくことでもありますので、それで諮問させていただいているところでございます。

最後の個人情報をどのように取り扱っていくかということです。

非常に、おっしゃるようにセンシティブな内容も出てまいります。十分に取扱いにつきましても、研修はもちろんのこと、まず、例えば会議などで相談するとき、個人情報保護の誓約書をいつも会議ごとに書いたり、今後、情報が、例えば地域で漏れていくということがないように、こちらにつきましても、担当する職員、関係者共々、きちんと意識を持ち、また、データ等ではなく、紙などできちんと管理をしてやっていく予定でございます。

会長 ありがとうございました。
 委員、よろしいですか。

委員 ありがとうございました。ぜひ具体的に進めていただければと思います。よろしく願います。

区側 ありがとうございます。

会長 それでは、続いて、次の委員、お願いします。

委員 まず、資料2-2の4の委託業務で取り扱う主要な個人情報等の中で、個人支援に当たり、本人の同意を得ることが前提とありますけれども、例えば知的障害とか認知症などのようなものがあつた場合に、個人の同意はどういうふうに得るのか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

あと、資料2-6から7にかかる特記仕様書なんですけれども、例えば、区が委託先に情報、社会福祉協議会に情報を提供して、そこからさらに、CSWが現地に赴いて、いろいろ対応すると思うんですけれども、その後さまざま、先ほども他の委員が言われていたように、様々なもっと詳細な個人情報を取得する可能性があるわけなんですけれども、必要に応じて、社会福祉協議会に報告することになっていると思うんですが、それ以外の個人情報、例えば、区から下りてくる以外に、現地で出た個人情報を、どうやってCSWの方が保管するとか、保持するとか、例えば手帳なのか、デジタル情報にするのかとか、どういうふうに個人情報が流出しないように、きちんと情報を保持するのかということにつきまして、ちょっとお伺いしたいと思います。

会長 お願いします。

区側 それでは、2点のご質問でございます。

まず1点目、個人のまず同意が前提ということについてです。

お尋ねのように、認知症や知的障害、精神障害等で、ご本人の意思がなかなか分からない方が非常に増えてきております。私ども、成年後見制度、また、成年後見制度だけではなく、お話する中で、ご本人が意思がうまく表せない場合に、一つには、できる限り努力をして、ご本人の同意を取るとというのがまず大前提です。

それが難しい場合に、後見人を立てていただいて、成年後見の場合もあれば保佐人等の場合もありますが、その障害等の程度によって、その方は変わりますけれども、そういった努力をしております。

また、例えば命に関わるようなことで、どうしても、ご本人が同意をしなくても、今回、この状況では入院を勧めなければいけないということもございますので、そういった場合については、ご本人の同意は大前提でございますが、状況によっては、後からいただくということも出てまいります。

2点目の情報でございます。

まず、区から全てのケースについて情報を提供するということは考えておりません。基本は、CSWが地域を回って、お話からご相談を受けていくというのがまず、自分で直接というのが理想です。

ただ、なかなかどのようにやったらいいかということもありますので、そういう中では、今、考えているのは、地域包括支援センターや福祉総合課が抱えていて、ずっとつながっていくのがなかなか難しい。例えば一時的に、すごく危機的な状況にあったときに関わったんですけれども、その後、続いて、やはり見ていかなければならないような方は大勢いらっしゃいます。そういう方については、情報等をお互いにいただいたり、出したりということはございます。

それにつきましては、デジタルは今では考えておりませんで、基本、紙の様式を、これからですが、ご相談の様式、記録表等をつくって、先ほど諮問させていただいた項目が一番最大限でございますが、どういう状況でどういうことが必要かということを含めて保管し、また、鍵のかかるキャビネット等に保管しますので、渡すときには、鍵のついたケースみたいなもので持ってきて渡す。それはふだんの地域包括支援センターの申請書等と同じやり方でやってまいります。社会福祉協議会がCSWに渡すというよりは、社会福祉協議会の中にCSWがおりますので、イコールというふうに考えております。

会長 ありがとうございます。
 委員、いかがですか。

委員 説明ありがとうございました。

私、このCSWのほう地域に入って解決をする働きはすごく、もともと賛成しているんですけども、重層的支援体制というのはもともと、本来、国がやるべき事業を地域に押しつけるというような内容の色が濃い事業になっていまして、手を挙げた自治体は介護保険からの切り出しをしないといけなくなっているものですし、これを元に戻したいといっても、元に戻せないようなシステムになっていると聞いています。

CSWの、先ほど、紙の様式で保管するという、鍵のかかったもので保管するということだったんですけども、これは、支援スタッフの方には、個人の資料としてコピーを取ったりするということは、特にないというふうに考えてよろしいでしょうか。

会長 お願いします。

区側 個人の資料ではなくて、委託業務先の社会福祉協議会の事業としての資料でございます。その中で、例えば会議で使うときにコピーを取るということは出てくると思いますが、そのコピーにつきましても、基本的に、ほかのケース会議でも何でもそうなのですが、終わった後はというか、会議のときに番号とか全部、資料に打って、会議を開いて、ちゃんと最後、返却を確認して破棄するというふうに、どこの個人情報扱うような支援会議でもそのような扱いをしております、間違えて何か情報が流れるということはないように取り組んでおります。今回もそのように進めてございます。

会長 委員、よろしいですか。

委員 はい。ありがとうございました。

会長 次の委員、お願いします。

委員 2番の概要のところ、目黒区福祉協議会に業務委託をするというふうに書いてあるんですけども、2-4の資料は、一般的に見ると、こういうものですよと見ると分かりやすいんですが、ただ、契約関係がどうなっているかというのが、ここの中には出てきていなくて、今回は個人情報に関する審議会なので、契約関係はどうかというのを明確にしていきたいなと思います。

それで、私分からないところは、コミュニティ・ソーシャルワーカーというのは、先ほどのご説明の中で、協議会の中にいますという話だったんですけど、この方たちは、社会福祉士という資格を持って、社会福祉協議会と雇用関係にあるのかどうか、その辺のところ、区と協議会は契約していますよね。個人情報は、契約を仕様書の中では取り交わしているという中で、雇用関係なのか、もし雇用関係であるのであれば、協議会がソーシャルコミュニティワーカーの個人情報に対する扱いについて、協力関係はあるということだと思わすけれども、その辺がどうなっているかがちょっと分かりづらいですね。

それで、先ほどからいろいろな委員の方が指摘されているとおりで、非常にセンシティブな深い個人情報を扱うという割には、先ほどの事例の1の学校とのやり取りの中で、非常に情報が漏れる、プレナビリティのところ、非常に注意しているのに比べると、ややその辺は緩いように見えてしまうんですが、いかがでしょうか。

会長 お願いいたします。

区側 まず、雇用関係でございます。

この事業そのものを、目黒区が社会福祉協議会に委託をしております。そして、社会福祉協議会とこのコミュニティ・ソーシャルワーカーは雇用関係がございます。もともとは正規の職員でありますし、今回、採用した職員もでございます。そこにつきましては、おっしゃいますように、社会福祉協議会にも、きちんとこちらの方たちの情報の管理等をやるのが前提となっております。

そして、非常にセンシティブな情報が関わってまいります。どうしても個別の支援になりますと、ご本人様、言いたくないというような場合についてはまた、取れない情報もございますが、やはり背景、それから、ご本人の気持ち等を、社会福祉協議会の下で捉えて、どのような支援をすればいいのか、一緒に考える場合にも、一定程度の最低限の情報というのは必要になってきます。だんだんご本人様と信頼関係が継続してできていけば、それをまたご

本人様がおっしゃっていただいたり、よく展開したり、地域で支えたり、発展していけるというふうには、理想的ですが、考えております。

委員

今の点、了解いたしました。

それで、ソーシャルコミュニティワーカーの方は、社会福祉士という資格を持っていらっしゃるのですが、そういう志を持った方だというふうに思っておりますけれども、この方たちは、個人情報の保護に関しては、何らかの教育、あるいは資格等々はお持ちなんでしょうか。

区側

社会福祉協議会につきましては、区が補助等をしている外郭団体でございますので、日頃からセキュリティの研修、それから、職員への指導等は日頃からしていますし、今回の業務を受けるに当たりましては、さらにこういったセンシティブ情報を扱うということを再度確認しています。

社会福祉士として、また、社会福祉士の資格としても、そういった個人情報保護、高い理念を持って守っていかなければならないというのは、もともと職種の大前提でございますので、区、それから社会福祉協議会も、そういった研修、教育とともに当然、守っていくという所存でございます。

委員

分かりました。了解しました。

先ほどのこの図なんですけど、やっぱり個人情報の保護の観点からは、契約関係がこうなっています、したがって契約上、個人情報はこういう形で整理されていますというのを、ぜひ入れていただきたいなと思います。

会長

ありがとうございました。

次の委員、お願いいたします。

委員

今の委員のお話と似た点を1つ。先ほどのお答えの中で、社会福祉協議会と包括は、社会福祉協議会の中に包括が入っているということでしたっけ。そこは、話をちょっと分けないといけない話じゃないかなと思って。

区側

説明の仕方が、すみません、社会福祉協議会の中に包括が入っているのではなく、コミュニティ・ソーシャルワーカーが社会福祉協議会で雇用しているということで、包括支援センターとは全く別のものです。

委員

分かりました。

もう一点というか、そもそもの今回のコミュニティ・ソーシャルワーカーをやられる社会福祉協議会さんは、個人支援の中でも、区と包括以外のほかの機関と連携するというのも大いに出てくる話だと思うんですけども、それが今の資料2-2の4番、個人情報の流れという中では、ちょっと包括との関係しか入ってなくて、ちょっと足りないんじゃないかなという、余計なお世話かもしれませんが、気になりましたので、これも協働して多分、情報連携して対応されるんだと思うので、その流れというのも明らかにして、認めるというふうにすべきじゃないか。そうすると、区か包括が間に入らなければいけないことになったりはしないかなというのが、ちょっと心配な部分です。

会長

お願いいたします。

区側	<p>資料2-4の図でございますが、これは、ここに載せるのが適切かどうか分からなかったんですが、包括的支援体制のイメージ図であって、情報の流れの図ではないんです。でも、情報の流れについても、分かりやすく、我々は確認をして、ほかの関係機関等言えば、例えば介護事業所等が入る場合もありますし、そういった流れについては整理する必要があると思います。</p> <p>その場合には必ず、先ほども申し上げましたが、お互いに誓約書には、個別会議などでも、きちんと情報を守る、書類も削除する等、これはCSWだけではなくて、地域包括支援センターや福祉総合課、介護事業者、ケアマネジャー等の会議でも、全てそういう形で、個人情報漏れないようにしておりますので、さらに、社会福祉協議会に区が委託しているということがございますので、徹底して、流れについても確認してまいりたいと思います。</p>
委員	<p>今の、徹底していかれるし、皆さんのマインドとしても、ちゃんと守っていかれるという方々だと思うのは、大丈夫だ、いいと思うんですけど、逆に、今回諮問されている内容だけでは、現場が動きにくくなったりしないかなというふうに思ったので、ふと、包括とのやり取りだけでよいのだったっけというのが気になったところです。</p> <p>余計なお世話であれば、大丈夫なんですけど、はい。そこがもし制約が出るようだったら、ちょっと直したほうがいいんじゃないですかと。</p>
会長	<p>お願いいたします。</p>
区側	<p>現時点では、区または包括支援センターさんも、情報のやり取りでできる。もともとは、自分たちで地域から取ってくるというか、ご相談を受けているというものなので、今後、ほかの関係部署とも、情報関係が非常に難しいことが出てくるような場合があれば、また工夫して、ご相談させていただくことも出てくるかと思えます。</p> <p>現時点では、まず、スタートでございますので、このやり方でやっていきたいというふうに考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。余計なことを言いまして、失礼いたしました。</p>
会長	<p>それでは、次の委員、お願いいたします。</p>
委員	<p>お時間は大丈夫ですか。</p>
会長	<p>はい、結構でございます。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>私のほうから、2点あります。</p> <p>まず最初は、一番最初におっしゃっていただいたんですけども、また事後諮問になったということなので、この件に関する再発防止対策は完璧だったのでしょうか。もしそうであれば、具体的にチェックシートを作って、必ず外部業者に委託するということがあれば、必ず審議会にかけるということも含めていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。</p> <p>2点目としては、個人情報の保護に関する特記仕様書で、これはほかの件にも関わることだと思うんですけども、第9条で、再委託を認めるということになってしまっているんですが、これでは直接管理ができない状況になってしまって、個人情報漏えいの危険性が懸念</p>

されると思うんですが、結局、再委託、再々委託というのを可能にすべきではないのではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

会長 ありがとうございます。
 お願いいたします。

区側 まず1点目の、事後諮問になってしまった件について、ご回答を差し上げます。
 度重なる事後の諮問ということで、この点については、区として深くお詫び申し上げます。
 これまで区といたしまして、5月10日に、審議会の皆様にもご案内をさせていただいて、また区の中でも、事後諮問にならないようにするためにというところで、全庁にわたる意識がどうなのかというところで、周知をさせていただいて、諮問漏れがないのかどうかというところで調査をやらせていただきました。

 調査をやらせていただいた結果、今回、この案件があったというところで、早々に審議をかけさせていただいたところです。

 委員ご指摘のとおり、今後、チェックシートを用いて、チェック漏れができないようにするための取組といったことは、区としても取り組んでいかなければいけないというところと考えておりますので、また、具体的にどのようにやっていくのが、職員の漏れがない、確実にチェックができていくかというところは、ちょっと今、検討しているところですので、また内容が固まり次第、委員の皆様にもご報告させていただければと思います。

区側 それでは、2点目について、こちらの第9条でございます。原則、再委託はしないということで、原則というか、全く考えていません。

 ただし、ただし書のところで、この場合には、甲、区の承認を得た場合にはこの限りではないという言い方で、万一というようなときを、これを入れてあるのでございまして、再委託というのは考えてはいないです。

委員 分かりました。これに関わることだけじゃなかったもので、再委託、再々委託というのを可能にするような情報が仕様書の中に入っているということ自体が、ちょっとおかしくないかなと思いましたので、この件に関してはないということで、了解いたしました。

会長 ありがとうございます。
 本日、委員の皆様からたくさんのご意見を頂戴しておりますので、そろそろ所定の時刻になってまいりました。まだ審議が続いておりますので、報告事項もございしますが、多少の延長をお許しいただければと存じます。

 当初、16時終了ということにしておりましたので、この後、ご予定があつて会議には出席が難しいという場合には、ご退席をいただいてもやむを得ないと存じますので、その場合はご退出していただければ結構でございます。

 延長に関しては、皆様方、よろしゅうございますでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただければと存じます。

(挙手ボタン)

会長 承知いたしました。ありがとうございます。
 皆様ありがとうございます。こちらの運営がうまくいかず、多少の延長をお認めいただき、ありがとうございます。できるだけ速やかに終了に向けて審議をしまいたいと思います。

それでは、続きまして、次の委員、お願いいたします。

委員

ちょっと確認だけなんですけれども、まず2点あります。

1点が、特記仕様書、別紙2のほうを拝見しますと、特定個人情報も扱うということになっております。ところが、資料2-2の4の(1)のほうでは、主要な個人情報ということなので、特定個人情報については触れていないんですけれども、ここはどちらなんですか、お教えいただけますか。

会長

お願いいたします。

区側

基本的に特定個人情報は扱わないです。

委員

特定個人情報を扱わないということが決まっているのであれば、特記仕様書のほうは書き方を変えなくてはいけないということなので、ちょっと事務局とご相談いただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

区側

そのようにさせていただきます。

委員

分かりました。ただ、万が一、CSWの方がご相談されているときも、何か個人番号に関する話が出たときに、そこで耳を塞ぐというのは難しくなっちゃうのかなと思うので、受託業者さんとよく話をし、そういうときは、それは聞かなければ駄目なのであれば、特記仕様書のほうには、扱うことがありますよということで入れておく必要があると思うので、今のお答えはこれで分かるんですが、実際問題のところをよく検討して、どちらか正しい形にしていいただければと思います。これが1点です。

区側

はい。助かります。

委員

それと、ちょっと確認で、2点目です。資料2-6の特記仕様書ですが、12条なんですけど、ここは、要は、履行場所以外の場所に持っていくときは、区の指示や承諾があったときだけということになっておりますので、裏を返すと、履行場所であります区の社協内や屋外でも区内への持ち出しについては、これは受託者である社協の判断でやっていいというふうに理解できるんですけど、それでよろしいでしょうか。

会長

お願いします。

区側

12条を見ますと、あらかじめ甲の、区の指示及び承諾があった場合にのみ、持ち出すことが可能になるということになりますので、社協だけの判断ということではないかというふうに考えております。

委員

ごめんなさい、ちょっと質問が分かりにくかったですね。区域外に持ち出すときは、区の判断、指示が必要なんですけど、区域内つまり、履行場所である、社協の中とか区の中だと、そこは特に社協が判断して、CSWさんが持ち出していいんですよと、そういうことですよ。

区側

はい、そうです。失礼いたしました。

委員	分かりました。それで、その際、実はちょっとお聞き及びだと思うんですけれども、やはり個人情報などを持ち出しますと、紛失その他の危険性が高まりますので、特記仕様書があるので、有効に機能しているとは思いますが、紛失がないように、くれぐれも区のほうからも委託事業者さんのほうに、また、従事者のCSWさんのほうに徹底していただくようにしていただければと思います。
会長	ありがとうございました。 次の委員。よろしいですか。
委員	すみません、先ほどのところで手を下げるのを忘れておりましたので、大丈夫です。ありがとうございます。
会長	ありがとうございます。 それでは、ご質問も尽きましたようですので、採決に移ります。 先ほどと同じように投票システムを用いて採決を行いますので、制限時間内に賛成、反対のいずれかを選んでいただいて、送信ボタンを押していただければと思います。よろしくお願いいたします。
	(投票)
会長	ありがとうございます。 賛成14名、反対0名、保留が1名、今現在出席している方は16名でございますので、賛成多数により、本件諮問については承認いたします。どうもありがとうございました。 以上をもちまして、諮問事項の審議は終了いたします。

4 報告事項

(1) 令和2年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

会長	続いて、式次第、報告事項に移ります。 報告事項(1) 令和2年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、区から報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約7分)
会長	ありがとうございました。 詳細につきましては、既にお配りいただいている資料を改めてご認識をいただきまして、何かお気づきのこと等ございましたら、事務局までご連絡をいただければと存じます。

(2) 個人情報の保護に関する法律の改正について

会長	続きまして、報告事項(2) 個人情報の保護に関する法律の改正について、区から報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約9分)
会長	ありがとうございます。

今般、政府の目玉政策の一つであるデジタル庁の開設に伴って、様々な法改正がなされたものの一環として、個人情報保護法の大規模改正の問題が出てきましたので、区としても、条例改正とか審議会の在り方を改めて検討しなければならないかと存じます。

そういう事態になりましたら、また改めて審議会で話が出るということでございますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(3) 個人情報保護のための適正な手続きに向けた調査結果について

会長	次に、報告事項(3)個人情報保護のための適正な手続きに向けた調査結果について、区から報告を受けます。よろしくお願いいたします。
区側	(資料により説明)(約1分)
会長	このところ、そういう話が続けておりますので、再発防止にぜひ努めていただきたいと思います。

(4) 委託事業における個人情報が記載された書類の紛失について

会長	次に、報告事項(4)委託事業における個人情報が記載された書類の紛失について、区から報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明)(約2分)
会長	ありがとうございます。 こういった紙の書類を取り扱う際には、以前も、こういった個人情報を含んだ紙が風に飛んでいってしまっただけで紛失したという事故が起きたところがございますので、再発防止に努めたというところがございますが、改めてよく、委託をするときに指示をして、マニュアル等を徹底して従うように、適正に扱うようにということを徹底していただければと思います。よろしくお願いいたします。

(5) 委託事業における個人情報等を含むメールの誤送信について

会長	続いて、報告事項(5)委託事業における個人情報等を含むメールの誤送信について、区から報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明)(約4分)
会長	ありがとうございます。 目黒区が委託をしていた事業者のデータベースに不具合があったということですので、ある種、やむを得ない部分はあるかと思いますが、ぜひ、再発防止を徹底していただければと思います。 報告事項につきまして、何かお気づきの点等ございましたら、後日、事務局までお知らせいただければと存じます。

5 その他

会長	<p>以上をもちまして、本日予定をしていた議題は全て終了いたしました。</p> <p>次回の審議会の予定でございますが、2021年、令和3年10月4日、月曜日、当初、水曜日とご案内を申し上げていたかと思いますが、10月4日の月曜日に変更となっております。10月4日、月曜日の午後2時からを予定しております。</p> <p>10月以降の開催予定につきましては、速やかに事務局から案内いただくよう、お願いいたします。</p> <p>その他、事務局から連絡事項などございましたら、お願いいたします。</p>
区側	<p>それでは、事務局、最後になります。</p> <p>本日の会議録につきましては、後日、事務局で取りまとめたものの案をもちまして、出席者の方々に送付させていただきます。届きましたら、内容の確認をお願いいたします。</p> <p>先ほど会長からもご案内いただきましたが、次回以降の年度内の開催の日程につきましては、早急に委員の皆様にご案内させていただきます。</p> <p>また、開催方法ですけれども、新型コロナウイルスの拡大状況によっては、対面での会議開催が難しい場合も考えられます。それらの状況を踏まえまして、オンライン開催、または書面開催となる場合がございますが、その場合には、事前に会長、副会長と調整いたしまして、また皆様にご案内させていただければと思います。</p>
会長	<p>最後に、挙手をされているようなんですが、委員どうぞ。</p>
委員	<p>報告事項のことで聞きたかったんですけど、聞く機会がなかったので、それは無しにしまして、事務局にお願いがあるんですけども、資料について、さすがに前の日にこれだけ大量のものを送られるのは、結構厳しいなと思います。これだけ膨大になりますと、家庭のプリンターですとアウトプットするだけで物すごい時間がかかりますし、外から帰ってくると、夜中にやろうとして見る時間もないということですので、申し訳ないのですが、資料については、やはり1週間ぐらい前に郵送いただくような形でご努力いただければと思うんです。</p> <p>教育委員会の諮問みたいに、こういう事情があるものは仕方がないと思うんですけども、なるべくできたものは、時間をかけて見られるようにしていただくありがたいということで、ぜひ審議会からのお願いという形になればありがたいなと思うんですけど、個人というよりも、審議会からのお願いにできればいいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
会長	<p>委員、ありがとうございます。</p> <p>確かに、こういうご時世ですので、ペーパーレスは進めたいところですが、その一方で、アナログで一覧で確認できるというほうが便利だということもございますので、できるだけ努力をお願いしたいと、私のほうからも申し添えておきたいと思ひます。委員ありがとうございます。</p> <p>それでは、これをもちまして本日の審議회를終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。これにて散会といたします。</p>

以 上